平成２６年（フ）第１４４０号
東京都江東区南砂４丁目12―10―1401
破産者　菊田　和夫
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５３５号
埼玉県朝霞市本町１丁目４－９
破産者　馬場　良二
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７６４号
東京都渋谷区本町３丁目38番３号　アイディーコート新宿西アルテ８Ｆ
破産者　株式会社スイーツプロ
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８０９号
東京都江戸川区北小岩４丁目28―10
破産者　横山　　茂
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８２４号
東京都世田谷区北烏山５丁目５―18　第２杉田マンション206、開始決定時の住所東京都世田谷区成城５丁目14－９―102
破産者　内田夫美子
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２９６号
千葉県松戸市稔台７丁目33―７
破産者　岩崎　治泰
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３５５号
東京都練馬区高野台５丁目７－６―603
破産者　高木　謙次
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３３６号
東京都中央区日本橋浜町３丁目38―４―505
破産者　下地　史子
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３６１号
埼玉県越谷市花田１丁目15―18
破産者　藤田　研二
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４２９号
東京都品川区西大井５丁目15―23
破産者　上杉　栄一
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６８４号
神奈川県川崎市麻生区片平２丁目３－９―304
破産者　長塚　昌也
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１９３号
静岡県熱海市伊豆山字七尾原1173番地の172
破産者　医療法人社団誠寿会
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１９９号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目９－２　シャトル中村２―302、開始決定時の住所東京都西東京市柳沢１丁目12―９―201
破産者　金子　　正
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２００号
東京都西東京市柳沢１丁目12―６―206、開始決定時の住所東京都西東京市柳沢１丁目12―９―201
破産者　稲見　春香（開始決定時の姓金子）
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４０２号
東京都北区志茂４丁目46番９号
破産者　金剛商事有限会社
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５８９号
千葉県千葉市稲毛区宮野木町1820―39
破産者　石井　康夫
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６２６号
神奈川県座間市相武台２丁目5013番地の１
破産者　有限会社Ｋ・Ｆ・Ｅ
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６２７号
神奈川県座間市相武台２丁目20―１―207　エコハイム相武台１
破産者　金田　智世
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７１１号
東京都清瀬市旭が丘６丁目976―１　原田建設株式会社内
破産者　森　　秀樹
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７１８号
東京都港区南青山６丁目９番２号
破産者　株式会社篠原宏幸建築設計研究所
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７１９号
東京都世田谷区駒沢４丁目18―22―107
破産者　篠原　宏幸
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部